

京都市健康教室事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、市民へ医療と保健衛生に関する知識を普及し、市民の健康増進対策に寄与するため、健康教室事業を実施する京都府医師会（以下「医師会」）に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 補助金交付の対象となる事業は、地域支援事業実施要綱に定める一般介護予防事業又は広く市民の健康づくりに資する事業であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 健康教室・相談事業・講演会等の実施
- (2) 市民への健康知識啓発を目的とした、冊子・パンフレット等の発行
- (3) くらしと健康展の開催
- (4) その他、市長が特に適当と認めた場合

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条各号に定める事業に要する経費の2分の1に相当する金額の合計額とし、予算の範囲内において交付する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(交付の申請)

第4条 条例第9条の規定による申請は、第1号様式として、健康づくりに関する事業の対象経費については「健康教室（健康づくり）事業補助金交付申請書」により、介護予防に関する事業の対象経費については「健康教室（介護予防）事業補助金交付申請書」によって、それぞれ事業開始までに収支予算書のほか市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出するものとする。

(標準処理期間)

第5条 市長は、条例第9条による申請が到達してから14日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。

(補助金の請求及び支払)

第6条 市長は、前条による補助金の交付決定を受けた者からの請求により、補助金を交付する。

(実績報告)

第7条 医師会は帳簿を整備し、事業完了後すみやかに条例第18条の規定によって事業

の実績を市長に提出する。報告には、第2号様式として、健康づくりに関する事業については「健康教室（健康づくり）事業補助金実績報告書」を、介護予防に関する事業については「健康教室（介護予防）事業補助金実績報告書」を用いる。さらに次の書類をそれぞれの様式に加えて、市長に提出するものとする。

- (1) 収支決算書
- (2) 第2条各号の事業に係る内訳及び明細書
- (3) 当該事業に係る成果物
- (4) その他、市長が必要と認める書類

(帳簿等の保存)

第8条 補助金の交付を受けた者は、補助に係る事業の収支に関する帳票やその他事業に関する諸記録を整備し、当該経費の計理状況を明らかにしておくとともに、市長が必要と認めるときは、その状況を速やかに報告しなければならない。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

第 1 号様式

健康教室（健康づくり）事業補助金交付申請書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請団体の所在地	申請団体の名称及び代表者氏名

京都市補助金等の交付等に関する条例第 9 条の規定により補助金の交付を申請します。	
事業の内容	
補助金申請額	
実施期間	年 月 ～ 年 月
添付書類	

第 1 号様式

健康教室（介護予防）事業補助金交付申請書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請団体の所在地	申請団体の名称及び代表者氏名

京都市補助金等の交付等に関する条例第 9 条の規定により補助金の交付を申請します。	
事 業 の 内 容	
補 助 金 申 請 額	
実 施 期 間	年 月 ～ 年 月
添 付 書 類	

第2号様式

健康教室（健康づくり）事業補助金実績報告書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請団体の所在地	申請団体の名称及び代表者氏名

京都市補助金等の交付等に関する条例第18条の規定により実績を報告します。	
事業の内容	
補助金申請額	
実施期間	年 月 ～ 年 月
添付書類	

第2号様式

健康教室（介護予防）事業補助金実績報告書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請団体の所在地	申請団体の名称及び代表者氏名

京都市補助金等の交付等に関する条例第18条の規定により実績を報告します。	
事業の内容	
補助金申請額	
実施期間	年 月 ～ 年 月
添付書類	

